

長期優良住宅の認定対象・認定基準が変わります。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律が改正され、**令和4年10月1日以降**に申請する長期優良住宅の認定手続き・認定基準が変わります。

●認定対象が拡大されます。

- ・建築行為を伴わない住宅（増改築を行わない既存住宅）も認定対象となります。
- ・手数料は下記のとおりです。

戸建住宅(確認書又は住宅性能評価書添付有)					
当初			変更		
新築	増改築	既存	新築	増改築	既存
12,000円	18,000円	18,000円	6,000円	9,000円	9,000円

※山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市で、長期優良住宅の検討をされている方は、それぞれの市へお問い合わせください。

●認定基準が変更になります。

- ・変更箇所は下記表のとおりです。

～R4.10.1	省エネルギー		壁量基準
	断熱等性能	一次エネルギー消費量性能	
	等級4	無し	耐震等級2又は3



R4.10.1～	省エネルギー		壁量基準
	断熱等性能	一次エネルギー消費量性能	
	等級5	等級6	耐震等級3

※上記表の等級は全て住宅性能表示における等級です。